

児童手当現況届の受付をしています

現在、児童手当を受けている方は、6月分以降の児童手当等を引き続き受けるには「現況届」の提出が必要です。

※「現況届」は6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。

「現況届」を提出しなければ、6月分以降の児童手当等は支給されません。

現況届は6月期支払通知書に同封していますので、内容を確認していただき、必要事項に記載のうえ、印鑑を押して提出して下さい。(郵送可)

提出期限は平成29年7月7日(金)まで

【現況届と一緒に提出してもらう書類】

- 国民年金以外の年金に加入している場合、受給者の保険証のコピーを添付して下さい。
- 平成29年1月1日に羅臼町に住民登録のなかった方は、前住所地の市区町村長が発行する所得証明書(前年分)が必要です。
- その他、必要に応じて提出していただく書類等。



お問合せ先

羅臼町役場 保健福祉課 電話 87-2161

